

○農林水産省告示第百五十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和七年産の水稻及び陸稲に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年一月二十二日

農林水産大臣 江藤 拓

一 令和七年産の水稻に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第九十一条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額

次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号） 第三百三十六条第	地 域	一キログラム当たり共済金額の範囲

<p>一項の規定によ り農林水産大臣 が定めた区分</p>	<p>一類、四類及び 七類（飼料用、 バイオ燃料用及 び米粉用以外の 用途である水稲 に限る。）</p>
	<p>北海道の区域 青森県の区域 岩手県の区域 宮城県の区域 秋田県の区域 山形県の区域 福島県の区域 茨城県の区域 栃木県の区域 群馬県の区域</p>
<p>二〇三円 一八三円 一六二円 一四二円 一二二円 一〇二円 一八一円 一六三円 一四五円 一二七円 一〇九円 九一元 一九四円 一七五円 一五五円 一三六円 一一六円 九七円 一九五円 一七六円 一五六円 一三七円 一一七円 九八円 一九〇円 一七一円 一五二円 一三三円 一一四円 九五円 二〇〇円 一八〇円 一六〇円 一四〇円 一二〇円 一〇〇円 一八六円 一六七円 一四九円 一三〇円 一一二円 九三元 一八六円 一六七円 一四九円 一三〇円 一一二円 九三元 一八三元 一六五円 一四六円 一二八円 一一〇円 九二元 一七六円 一五八円 一四一元 一二三元 一〇六円 八八円</p>	

埼玉県の区域	一七六円	一五八円	一四一円	一二三円	一〇六円	八八円
千葉県の区域	一七五円	一五八円	一四〇円	一二三円	一〇五円	八八円
東京都の区域	一六〇円	一四四円	一二八円	一一二円	九六円	八〇円
神奈川県 <small>の区域</small>	一六〇円	一四四円	一二八円	一一二円	九六円	八〇円
新潟県の区域	一二五円	二〇三円	一八〇円	一五八円	一三五円	一一三円
富山県の区域	二〇五円	一八五円	一六四円	一四四円	一二三円	一〇三円
石川県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
福井県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
山梨県の区域	二四〇円	二一六円	一九二円	一六八円	一四四円	一二〇円
長野県の区域	二〇七円	一八六円	一六六円	一四五円	一二四円	一〇四円
岐阜県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円
静岡県の区域	二〇四円	一八四円	一六三円	一四三円	一二二円	一〇二円
愛知県の区域	一八八円	一六九円	一五〇円	一三二円	一一三円	九四円

三重県の区域	一九四円	一七五円	一五五円	一三六円	一一六円	九七円
滋賀県の区域	一九二円	一七三円	一五四円	一三四円	一一五円	九六円
京都府の区域	二〇二円	一八二円	一六二円	一四一円	一二二円	一〇一円
大阪府の区域	一八三円	一六五円	一四六円	一二八円	一一〇円	九二円
兵庫県の区域	一八五円	一六七円	一四八円	一三〇円	一一一円	九三円
奈良県の区域	一九〇円	一七一円	一五二円	一三三円	一一四円	九五円
和歌山県の区域	一八三円	一六五円	一四六円	一二八円	一一〇円	九二円
鳥取県の区域	一九〇円	一七一円	一五二円	一三三円	一一四円	九五円
島根県の区域	一九六円	一七六円	一五七円	一三七円	一一八円	九八円
岡山県の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九一円
広島県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
山口県の区域	一八七円	一六八円	一五〇円	一三二円	一一二円	九四円
徳島県の区域	一八一円	一六三円	一四五円	一二七円	一〇九円	九一円

三類、六類及び	二類及び五類												
	全国の区域	全国の区域	沖縄県の区域	鹿児島県の区域	宮崎県の区域	大分県の区域	熊本県の区域	長崎県の区域	佐賀県の区域	福岡県の区域	高知県の区域	愛媛県の区域	香川県の区域
六六円 五九円 五二円 四五円 三八円 三二円 二四円 一	二七円 二四円 二〇円 一七円 一四円 一一円 七円 四円	一九二円 一七三円 一五四円 一三四円 一一五円 九六円	二〇〇円 一八〇円 一六〇円 一四〇円 一二〇円 一〇〇円	一八七円 一六八円 一五〇円 一三二円 一一二円 九四円	一九五円 一七六円 一五六円 一三七円 一一七円 九八円	一九三円 一七四円 一五四円 一三五円 一一六円 九七円	一九四円 一七五円 一五五円 一三六円 一一六円 九七円	一九四円 一七五円 一五五円 一三六円 一一六円 九七円	一九四円 一七五円 一五五円 一三六円 一一六円 九七円	二〇六円 一八五円 一六五円 一四四円 一二四円 一〇三円	一九五円 一七六円 一五六円 一三七円 一一七円 九八円	一九四円 一七五円 一五五円 一三六円 一一六円 九七円	一九八円 一七八円 一五八円 一三九円 一一九円 九九円

七類（米粉用で ある水稲に限る 。）		七円
--------------------------	--	----

二 令和七年産の陸稲に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として規則第九十一条第一項の規定により

農林水産大臣が定める二以上の金額

一六〇円 一四四円 一二八円 一一二円 九六円 八〇円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。